

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2019年 3月19日 No. 15</p>
--	-------------------------	-----------	---

処分は団交委員への圧力だ！

6ヶ月も遅れた理由を明らかにしろ！

3月4日、山本本部副委員の訓告処分について苦情処理会議を開催しました。この処分は、運行番号の設定を間違え、列車が遅れたことを理由に出されました。山本副委員長が、処分の撤回を求めた申告に基づき苦情処理会議を開催しました。会議は、組合側委員と会社側委員とが対立し終了しました。その結果、山本副委員長の苦情は解決することができませんでした。山本副委員長は「異議の申立」をし、中央苦情処理会議で処分撤回を求めることとなりました。

さて、今回の山本副委員長に対する処分は、事象から6ヶ月以上も経って出されました。まさに春闘の真ただ中です。山本副委員長は、賃金引上げ交渉を行う団交委員です。会社が、J R 東海労の春闘団交を抑え込んでいくための絶好のタイミングであったといえます。私たちは、このような組合への弾圧ともとれる処分攻撃は断固として認めません。処分は撤回すべきです。地本は、問題点を解明するため、3月14日以下のとおり団体交渉を申し入れました。

1. 苦情処理会議は、労働協約に記載されているとおり会社側委員は、信義誠実の原則に反する行為を謝罪し、今後は信義誠実の原則に従い会議は開催すること。
2. 会社は苦情処理会議において組合の質問に対しては、苦情に対する判断の材料とするため事実を包み隠さず披歴すること。
3. 2月14日に会社が山本繁明本部副委員長に発した「訓告」処分に至るまでの、検証内容を7月28日の事象が発生して以降の時系列により明らかにすること。